

ドライバー等安全教育訓練促進助成金交付要綱

平成20年5月1日制定
公益社団法人宮城県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、貨物自動車運送事業者が、雇用しているドライバー又は安全運転管理者等(以下「ドライバー等」という)に安全教育訓練を受講させた場合、その費用の一部を助成することにより、安全教育の推進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、雇用しているドライバー等に次条に定める安全教育訓練施設(以下「研修施設」という)の安全教育訓練を受講させる貨物自動車運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る)(以下「事業者」という)とする。

(助成対象研修施設)

第3条 助成対象となる研修施設は、次に示すものとする。

(1) 特定研修施設

全日本トラック協会(以下「全ト協」という)又は地方トラック協会が設置した総合的な設備を有する安全教育訓練施設

(2) 指定研修施設

前号以外で全ト協が指定する総合的な設備を有する安全教育訓練施設

(助成対象研修)

第4条 助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であつて、全ト協が指定する3日間の「特別研修」及び2日間の「一般研修」から構成される。(別表 助成対象一覧)

(助成金額)

第5条 助成金額は、次に示すものとする。

- (1) 「特別研修」については、受講料の7割を助成する。ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)のドライバー等が受講する場合は、受講料の全額を助成する。
- (2) 「一般研修」については、受講料の一部を助成する(全て1万円)。
- (3) 1事業者あたりの助成人数は、「特別研修」と「一般研修」を合わせて、**計3名を限度**とする。
- (4) 国・自治体・その他の団体からの補助金が交付された研修に対しては、助成金を交付しない。

(受講料)

第6条 受講料には、受講料及びテキスト代等の研修費用の他、研修に付随する、研修施設が定めるもしくは基準とする宿泊費並びに食事代等の費用を含めるものとする。

(公募等)

第7条 宮ト協は、全ト協の示す各地方トラック協会ごとの助成限度額(予算)及び利用状況等を勘案し、事業者の公募又は割当てを行う。

(助成適否の事前確認)

第8条 事業者は、資格・要件及び人数枠等による助成適用の可否等について、事前に宮ト協の確認を得なければならない。確認を得たら、研修施設へ受講申込み(予約)を行う。

(助成金交付の申請)

第9条 令和7年度の研修について、前条の確認を得た事業者は、様式1「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」により助成金交付の申請をする。【事前申請】

受付期間は、令和7年4月1日から令和8年2月6日まで(予算額に達した場合はその時点で受付終了)とする。

(受講料の納入)

第10条 事業者は、受講開始日7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を納入しなければならない。

2 受講開始日7日前までに、所定の受講料を納入しない時は、申込みを取下げたものとする。

(実績の報告及び助成金交付の請求)

第11条 事業者は、受講修了後7日以内に、様式2「ドライバー等安全教育訓練実施報告書」により実績の報告及び助成金交付の請求をする。【実績報告】

2 2月の研修も助成対象になるが、令和8年2月27日までに、前項の規定による実績報告を提出できる研修でなければ、助成金交付を受けることができない。

(助成金の交付)

第12条 宮ト協は、前条による助成金交付の請求があった場合、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めた時は、事業者に対して助成金を交付する。

(申請の取下)

第13条 事業者は、第10条に基づく申込みを取下げの場合、受講開始日7日前までに、宮ト協に対して様式4「ドライバー等安全教育訓練助成申込取下書」を提出しなければならない。

(申請取下又は受講中止等の場合の費用負担)

第14条 事業者もしくはドライバー等が、次に示すもののいずれかに該当する時、事業者は受講料の一部又は全額を負担しなければならない。

- (1) 受講開始日7日前を経過して申込みを取下げた時。
- (2) 特別な事由なく、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止した時。
- (3) 第11条による報告書及び添付書類の提出をしない時。
- (4) 受講又は手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があった時。

(助成金の返還)

第15条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反した時、又は虚偽その他不正な手段により助成金交付を受けた時は、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業の全てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(報告の義務)

第16条 助成金交付を受けた事業者は、宮ト協からの求めがあった場合(調査等)、所定の報告を行わなければならない。

(その他の必要な事項)

第17条 この要綱に定めるものの他、助成金交付に関するその他の必要な事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は令和7年4月1日から施行する。